

苫小牧市建設工事の前払金及び中間前払金に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）附則第 7 条及び苫小牧市契約に関する規則（昭和 29 年規則第 13 号）第 13 条の規定に基づく公共工事に要する経費の前払金及び中間前払金について必要な事項を定めるものとする。

(前払金の対象)

第2条 前払金の対象は、契約金額が 200 万円以上で工期が 60 日以上土木建築に関する工事（以下「建設工事」という。）並びに建設工事に係る設計（監理を含む。）、測量及び地質調査業務の委託契約（以下「委託契約」という。）とする。

(前払金の割合)

第3条 前払金の割合は、建設工事については契約金額の 10 分の 4 以内の額とし、委託契約については契約金額の 10 分の 3 以内の額とする。

2 建設工事のうち、次の各号に掲げる要件の全てに該当するときは、既にした前払金に追加して、契約金額の 10 分の 2 に相当する額の範囲内で前払金（以下「中間前払金」という。）をすることができる。ただし、中間前払金をした後の前払金の合計額が契約金額の 10 分の 6 を超えてはならない。

- (1) 工期の 2 分の 1 を経過していること。
- (2) 工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の 2 分の 1 以上の額に相当するものであること。
- (4) 当該工事の工期が 100 日以上であること。

(前払金の請求手続)

第4条 受注者は、前払金を受けようとするときは、公共工事の前払保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社の発行した前払金に係る保証証書を市長に提出しなければならない。

2 受注者は、前項及び第 5 条第 2 項の規定による保証証書の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、市長が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は当該保証証書を提出したものとみなす。

(前払金の変更等)

第5条 市長は、設計変更等により契約金額に著しい変更があったときは、前払金を増額又は減額することができる。

2 市長は、前項の規定により前払金を変更する場合は、受注者に変更後の保証証書を提出させなければならない。

3 市長は、第1項の規定により前払金を減額したときは、受注者に期日を指定してその減額分を返還させることができる。

4 市長は、前項の規定により受注者が指定した期日までに前払金の減額分を返還しなかったときは、指定した期日の翌日から納付するまでの日数に応じて政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定による率で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

（前払金の使用等）

第6条 受注者は、前払金を契約した工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機器購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

（債務負担行為等に係る特例）

第7条 債務負担行為等に基づき、工期又は履行期間が複数年度にわたる契約においては、当該会計年度の出来高予定額を対象として前払金を支払うことができる。

2 前項の規定の適用を受ける前払金の割合については第3条の規定を準用する。この場合において、「工期」とあるのは「当該会計年度の工事期間」と「契約金額」とあるのは「当該会計年度における出来高予定額」と読み替えるものとする。

3 市長は、前会計年度末における出来高が前会計年度までの出来高予定額に達しない場合は、出来高が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金を支払うことができない。

4 前会計年度末における出来高が前会計年度までの出来高予定額に達しない場合、受注者は、出来高が当該出来高予定額に達するまで保証契約の保証期限を延長しなければならない。

（前払金の返還）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、既に支払われた前払金の全部又は一部を返還させるものとする。

(1) 保証事業会社との間の保証契約が解除されたとき。

(2) 市との当該前払金に係る契約が解除されたとき。

(3) 前払金を当該前払金に係る公共工事以外の経費の支払に充てたとき。

2 第5条第4項の規定は、前項の規定により、前払金を返還させる場合に準用する。

（中間前払金の認定請求等）

第9条 受注者が中間前払金の支払を受けようとするときは、中間前払金認定申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の認定請求書の提出を受けたときは、当該認定に係る調査を行い、その結

果を中間前払金認定通知書（様式第 2 号）により、当該請求をした者に通知するものとする。

（認定の方法）

第10条 第 3 条第 2 項第 3 号の認定は、履行状況報告の実施工程に契約金額を乗じて得た額により行うことができるものとする。

（中間前払金と部分払の選択）

第11条 部分払が認められる工事においては、中間前払金か部分払のどちらかを中間前払金・部分払選択届（様式第 3 号）により原則として契約締結時に受注者に選択させるものとし、契約締結後の変更は認めないものとする。ただし、中間前払金を選択した場合でも、複数年度にわたる契約における各年度末（最終の年度を除く。）の部分払に限ってはこれを行うことができるものとする。

（準用）

第12条 第 4 条から第 8 条の規定は中間前払金に準用する。この場合、これらの規定において「前払金」とあるのは「中間前払金」と読み替えるものとする。

附 則

この要領は平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は平成 29 年 4 月 25 日から実施し、改正後の苫小牧市建設工事の前払金及び中間前払金に関する要領の規定は平成 29 年 5 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は平成 30 年 4 月 11 日から実施する。

附 則

この要領は令和元年 10 月 15 日から実施する。

附 則

この要領は令和 2 年 4 月 10 日から実施する。

附 則

この要領は令和 3 年 4 月 12 日から実施する。

附 則

この要領は令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は令和 5 年 4 月 20 日から実施する。

附 則

この要領は令和 6 年 4 月 9 日から実施する。

附 則

この要領は令和 6 年 11 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は令和 7 年 4 月 16 日から実施する。